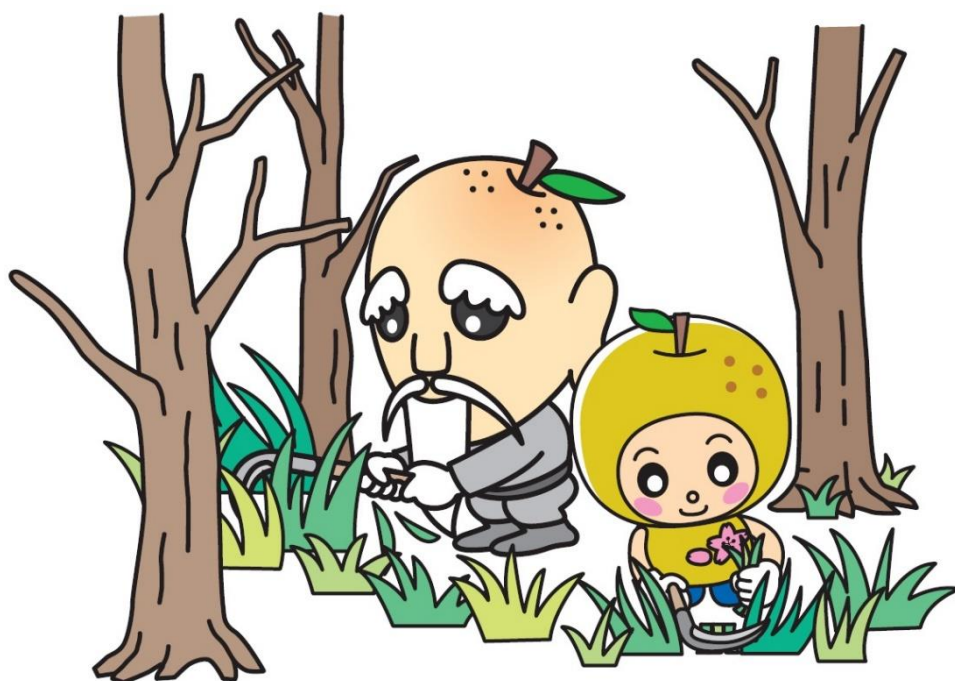


令和元年度
神川町の環境



神 川 町

目 次

第1章 神川町のあらまし	3
1 地勢	
2 町の沿革	
3 人口	
4 土地利用	
第2章 環境行政の概要	4
1 環境行政のあゆみ	
2 環境行政機構	
第3章 公害対策	7
1 ダイオキシン類の環境調査	
2 大気汚染の状況	
3 水環境の保全	
4 騒音・振動・悪臭の防止	
第4章 環境苦情	13
1 環境苦情等処理の状況	
2 環境指導及び苦情処理の実施	
第5章 環境衛生対策	14
1 有害鳥獣捕獲・駆除従事者の育成支援	
2 特定外来生物（アライグマ）の駆除	
3 スズメバチの駆除補助	
第6章 環境衛生対策	14
1 産業廃棄物処理施設設置計画に対する対応	
2 環境保全協定の締結	
3 空き家対策	
4 土砂のたい積の規制	
5 地球温暖化対策	
第7章 清掃事業	16
1 家庭系ごみ（一般廃棄物）	
2 事業系ごみ（一般廃棄物）	
3 し尿・浄化槽汚泥の処理	
4 ごみ減量化対策	
5 1人1日当たりのごみの排出量	
第8章 犬の登録及び野犬対策	22
1 登録及び狂犬病予防注射	
2 野犬等の対策	

第1章 神川町のあらまし

1 地勢

神川町は埼玉県の北西部に位置し、東経139度06分、北緯36度12分、都心から85km圏にあります。町の総面積は47.40平方キロメートル、北は上里町、東は本庄市、南は秩父市・皆野町、西は県境を画す神流川を挟んで藤岡市に接しています。南部は秩父山地の北辺をなし、北部は神流川により形成された扇状地が広がり、有史以前から開けた豊饒（ほうじょう）の地です。

2 町の沿革

平成18年1月神川町と神泉村が合併して神川町となりました。歴史と文化に豊かな美しい自然をかけがえのない財産として、「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川」の実現を目指しています。

3 人口

合併した平成18年以降、人口は毎年少しずつ減少し、平成28年には1万4,000人を割り込みました。世帯数は平成22年度に一度減少しましたが平成23年度からは再び増加しています。

区 分	27	28	29	30	1
総人口(人)	14,053	13,998	13,865	13,777	13,646
増減率(%)	98.78	99.61	99.05	99.37	99.05
総世帯数	5,411	5,538	5,591	5,670	5,686
増減率(%)	100.48	102.35	100.96	101.41	100.28

各年4月1日現在 資料：住民基本台帳及び外国人登録

4 土地利用

町の土地利用を地目別面積の構成比は、田、畑、山林が若干減少し、宅地、雑種地が増加傾向にあります。また、計測方法の変更によって総面積が若干減少しています。農業用地の割合は、全体の約22%を占めています。

単位：ha

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
27	4,742.00	305.9	781.0	457.3	1,149.8	27.4	230.6	1,780.0
28	4,740.00	305.4	771.0	456.9	1,151.5	27.9	240.5	1,786.8
29	4,740.00	305.1	759.1	458.0	1,153.8	27.8	244.7	1,791.5
30	4,740.00	304.6	751.6	456.4	1,153.2	27.9	257.1	1,789.2
1	4,740.00	304.6	751.0	456.7	1,159.2	27.8	257.6	1,789.2

各年1月1日現在、固定資産概要調書（税務課）

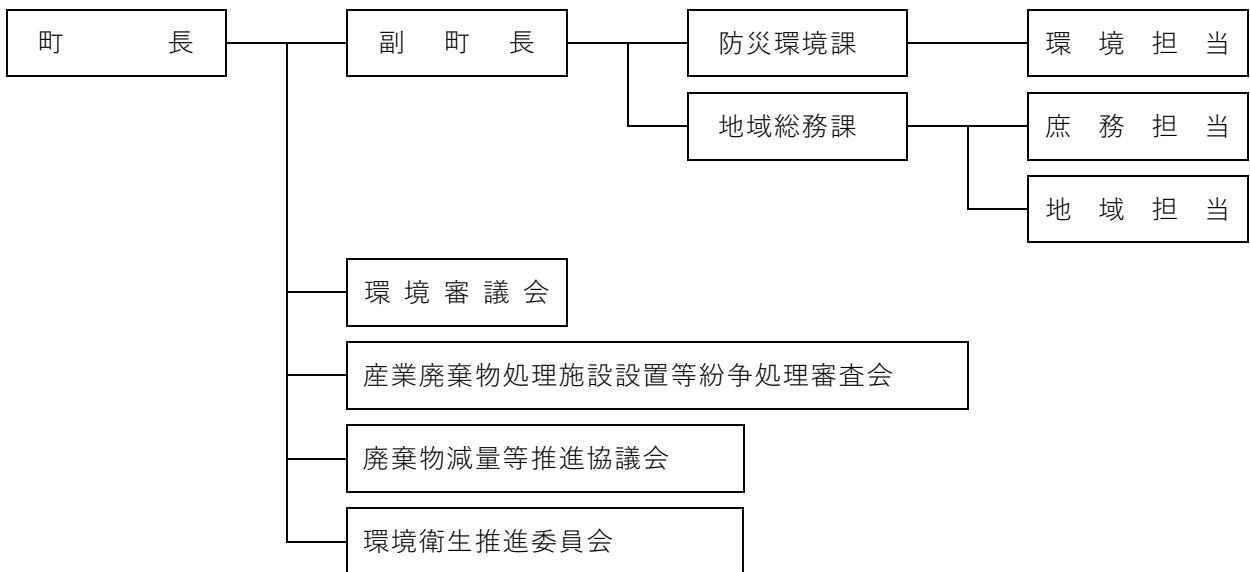
第2章 環境行政の概要

1 環境行政のあゆみ（平成17年度までは旧神川町のもの）

年度	神川町の動き	国・県の動き
昭和28	・し尿の処理を業者に委託開始	
37		・「埼玉県公害防止条例」制定
42		・「公害対策基本法」制定
43		・「大気汚染防止法」制定 ・「騒音規制法」制定
45		・「水質汚濁防止法」制定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
46		「悪臭防止法」制定
48	・広域圏「衛生センター（し尿処理施設）」操業	
49	・広域圏「清掃センター」操業 ・ごみ処理・し尿の収集運搬業者委託 ・「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定	
51		・「振動規制法」制定
平成2	・広域圏「利根グリーンセンター（し尿処理施設）」操業	
3	・生ごみ処理容器(コンポスター) 購入補助事業開始	
4	・リサイクル活動推進奨励補助金交付開始	
5	・神川町一般廃棄物処理基本計画策定	・「環境基本法」施行
6		・「埼玉県環境基本条例」制定 ・「埼玉県環境評価条例」制定
7		・「容器包装リサイクル法」制定
8	・合併処理浄化槽施設整備事業補助開始	・「埼玉県環境基本計画」策定
9	・合併処理浄化槽施設維持管理補助開始 ・指定ごみ袋制度導入	・「容器包装リサイクル法」施行 ・「環境影響評価法」制定 ・地球温暖化防止京都会議開催
10		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布施行
11	・「神川町環境基本条例」制定	
12	・「神川町環境基本計画」策定 ・広域圏「小山川クリーンセンター」操業 ・粗大ごみリクエスト収集、資源ごみ分別収集、ごみ袋認定制度開始	・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行

年度	神川町の動き	国・県の動き
13	・「神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例」制定	・「循環型社会形成推進基本法」施行 ・「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）施行 ・「グリーン購入法」施行
14	・産業廃棄物対策に係る県職併任制度を導入	・「フロン回収破壊法」施行 ・「埼玉県生活環境保全条例」施行
15	・電動生ごみ処理機購入補助事業開始	・「土壌汚染対策法」施行
17	・旧神川町、旧神泉村が合併し、新神川町誕生	・「自動車リサイクル法」施行
18	・「神川町環境基本計画」策定	
19	・「神川町一般廃棄物処理基本計画」策定	
22	・環境審議会に「神川町環境基本計画」策定を諮問し同会より答申を受ける	・生物多様性条約
23	・「神川町環境基本計画」策定 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始（平成23年10月～）	
24		・「埼玉県環境基本計画」策定
25		・「小型家電リサイクル法」施行
26	・小型家電リサイクル 開始 ・庁舎駐車場に電気自動車用急速充電器を設置 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業終了	・「水循環基本法」施行 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行
27	・浄化槽維持管理一括契約制度	・「フロン排出抑制法」施行
28	・「神川町環境基本計画」策定 ・野生動物傷害見舞金制度 開始 ・埼玉県北部地域空き家バンク 開設 ・「神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定	・「パリ協定」締結
29	・「神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定	

2 環境行政機構



(1) 環境審議会

良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ調査・審議するため、「神川町環境基本条例（平成18年条例第122号）」により神川町環境審議会が設置されています。委員の任期は1期2年で15名以内の組織です。

(2) 産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会

産業廃棄物処理施設の設置等に伴う事業者と関係住民との紛争を調整することを目的として、「神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例（平成18年条例第124号）」に基づき、産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会が設置されています。委員の任期は1期2年で5名の組織です。

(3) 廃棄物減量等推進審議会

環境と経済が両立した循環型社会を構築する一般廃棄物の減量、再資源化等に関する事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第123号）」により、神川町廃棄物減量等推進審議会を設置しています。委員の任期は1期2年で15名の組織です。

(4) 環境衛生推進委員会

「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、廃棄物減量等について町の施策の職務を行う者として神川町環境衛生推進委員を委嘱します。委員の任期は1年で各行政区23地区から1名ずつ選出された組織です。

第3章 公害対策

町民が健康で快適な生活をしていくうえには、良好な生活環境を確保することが必要であり、公害の発生防止は欠くことのできない重要課題となっています。

より良い環境をつくるには、行政の力だけでなく企業の努力はもとより、町民の理解と協力が不可欠です。このような認識にたち、産業の発展との調和を図り、明るく住みよい環境づくりを推進していくため公害対策に努めています。

1 ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物を燃やす過程で生成される物質です。通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ちます。主な発生源は、ごみの焼却などの燃焼の過程で十分に温度が上がらない状態や酸素が足りない状態で不完全燃焼を起こした時に発生すると言われてしています。

令和元年度は、町内5地点で大気調査を実施しました。分析結果は、総合支所0.0027 pg-TEQ/m³（最小値）、工業団地内で0.0075 pg-TEQ/m³（最大値）を観測しましたが環境基準(0.6 pg-TEQ/m³)以下となっています。

(1) ダイオキシン類環境大気調査結果（24時間採取）

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	平成27年度 (11/19~20)	平成28年度 (11/17~18)	平成29年度 (11/16~17)	平成30年度 (11/15~16)	令和元年度 (11/12~13)
役 場	0.029	0.0086	0.0075	0.014	0.0093
工業団地内	0.026	0.0086	0.0056	0.051	0.0075
青柳小学校	0.019	0.0074	0.011	0.011	0.0100
渡瀬小学校	0.011	0.0070	0.0050	0.0063	0.0048
総合支所	0.011	0.0056	0.0030	0.0053	0.0027

※1日24時間の測定であり、測定値は気象条件に大きく左右されます。pg(ピコグラム)は、1gの1兆分の1。

(2) 平成30年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（児玉児童公園）

単位：pg-TEQ/m³

第1回 5/18~25	第2回 7/13~20	第3回 10/12~19	第4回 1/11~18	平均値
—	0.0086	—	0.021	0.015

資料：埼玉県環境白書

※ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びその類似物質であるポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。燃焼や化学物質製造の過程等で非意図的に生成されるもので、動物実験により強い急性毒性を持つことが明らかにされており、発ガン性や催奇形性が疑われています。

2 大気汚染の状況

大気が汚染されていると、呼吸器障害をはじめとして人体に様々な影響があります。

大気汚染物質は、工場、事業所など固定発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等、また自動車などから排出される窒素酸化物、一酸化窒素、炭化水素等の移動発生源により発生します。これらは光化学スモッグの主な原因物質となっています。

固定発生源の内、法律や県条例で定められた施設を設置している工場及び事業所については、ばい煙等の排出基準により規制されています。移動発生源である自動車は、国による自動車 NOx・PM法の規制や県によるディーゼル車の排出ガス規制が行われています。

(1) 大気汚染測定結果（児玉児童公園）

項目	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	
	日平均値の年間98%値	環境基準の達成	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
測定値	0.013	○	0.034	○	0.15	×
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		1時間値が0.06ppm以下であること。	

資料：埼玉県環境白書

※光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダント（酸化性物質）を発生します。光化学オキシダントは、春から夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風があまりないような日に高濃度となります。

被害としては、「目がチカチカする」「のどが痛む」などの症状のほか、頭痛・はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれています。

3 水環境の保全

水質汚濁に係わる公共用水域の環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）及び生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。

健康項目の基準は、全ての公共用水域において一律に適用され、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。

町内の河川の環境基準は、小山川の上流部の金鑽川及び九郷用水と神流川支溪流の渡瀬の大門川、神泉地区の池尻川、幹沢川及び鳥羽川がA類型になります。

9地点で実施した河川水質検査結果（生活環境項目）では、生物化学的酸素要求量において消防署西側地点及び渡瀬大門川地点で基準を超えています。

(1) 河川水質検査結果 (生活環境項目)

調査日:令和元年 11 月 27 日

調査地点 環境基準値 (河川 A 類型)	水素イオン 濃度 (pH) 6.5~8.5		生物化学的 酸素要求 (BOD) 2 以下		浮遊物質 (SS) 25 以下		溶存酸素 (DO) 7.5 以上	
	年 度	30	元年	30	元年	30	元年	30
二ノ宮切通橋	7.9	7.9	0.9	0.9	1 未満	1 未満	12.4	11.2
新里下橋	8.2	8.2	2.0	2.0	3	2	12.2	11.4
消防署西側	7.9	8.6	5.9	3.5	4	4	10.9	12.3
八日市 254	8.3	8.0	1.6	1.8	4	3	14.4	12.0
渡瀬大門川	8.0	8.2	2.5	4.3	18	21	11.9	12.9
旧神流川幹線	8.2	8.2	0.7	0.5	6	38	12.9	12.4
池尻川橋下	8.2	8.1	0.9	0.9	1 未満	1 未満	16.2	12.1
幹沢川	8.2	8.3	0.8	1.0	1 未満	1 未満	15.4	12.0
鳥羽川	8.2	8.3	1.0	1.2	1 未満	1 未満	14.8	12.2

※強調文字：基準超過

(2) 旧神流川幹線(新宿地内)水質検査結果 (健康項目)

調査日：令和元年 11 月 27 日 単位：mg/ℓ

項 目	測定結果	環境基準	上水基準	計量方法
pH	8.2	6.5~8.5	5.8~8.6	JIS K 010212-1
濁度	05		2	吸光光度法
色度	38		5	吸光光度法
大腸菌	790	1,000	不検出	最確数法
フェノール類	0.005 未満		0.005	環告 64 号
(T-Hg)全水銀	0.0005 未満	0.0005	0.0005	環告 59 号付表 1
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03	0.03	JIS K 01255.4.1
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01	0.01	JIS K 01255.4.1
(T-CN)全シアン	不検出	不検出	0.01	JIS K 010238-2
(Cd)カドミウム	0.0003 未満	0.01	0.01	JIS K 010255-2
(Pb)鉛	0.001 未満	0.01	0.05	JIS K 010254-2
(6-Cr)6価クロム	0.02 未満	0.05	0.05	JIS K 010265-2
(As)砒素	0.001 未満	0.01	0.01	JIS K 010261-2

(3) 阿久原浄水場神流川水源水質検査結果 (健康項目)

調査日：平成 31 年 2 月 13 日 単位：m g / ℓ

項 目	測定結果	環境基準	上水基準	計量方法
p H	7.6	6.5~8.5	5.8~8.6	JIS K 010212-1
濁度	0.1 未満		2	吸光光度法
色度	0.5 未満		5	吸光光度法
大腸菌	不検出	1,000	不検出	最確数法
フェノール類	0.0005 未満		0.005	環告 64 号
(T - H g)全水銀	0.00005 未満	0.0005	0.0005	環告 59 号付表 1
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03	0.03	JIS K 01255.4.1
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01	0.01	JIS K 01255.4.1
(T - C N)全シアン	0.001 未満	不検出	0.01	JIS K 010238 - 2
(C d) カドミウム	0.0003 未満	0.01	0.01	JIS K 010255 - 2
(P b)鉛	0.001 未満	0.01	0.05	JIS K 010254 - 2
(6 - C r)6 価クロム	0.005 未満	0.05	0.05	JIS K 010265 - 2
(A s)砒素	0.001 未満	0.01	0.01	JIS K 010261 - 2

資料：水道課

(4) 井戸水水質検査結果

調査日：令和元年 11 月 27 日 単位：m g / ℓ

項 目	A 宅	B 宅	C 宅	基 準
p H	7.1	6.7	6.4	5.8~8.6
一般細菌	10 未満	10 未満	10 未満	100 以下
大腸菌	検出	検出	検出	不検出
濁度	5	1 未満	1 未満	2 以下
色度	86	2 未満	6	5 以下

※強調文字：基準超過

(5) 家庭雑排水処理対策

町では、生活排水による河川の水質汚濁防止対策として、合併処理浄化槽設置補助事業の実施と普及啓発に努めるとともに、合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進するために補助事業を実施しています。

① 合併処理浄化槽設置補助事業実績

年度	補助基数	総事業費(円)	町補助額(円)	備 考 (国・県補助)
27	13 基	4,976,000	1,440,000	国 1,438 千円 県 2,098 千円
28	20 基	11,198,000	2,987,000	国 2,585 千円 県 5,626 千円
29	25 基	14,088,000	2,987,000	国 2,585 千円 県 5,626 千円
30	27 基	16,818,000	2,103,000	国 6,309 千円 県 8,406 千円
1	29 基	17,188,000	2,886,000	国 8,502 千円 県 5,800 千円

② 合併処理浄化槽維持管理補助事業実績

年度	補助基数	補助金額（円）	備 考
27	25 基	477,500	保守点検・法定検査・清掃
28	31 基	585,600	保守点検・法定検査・清掃
29	44 基	835,500	保守点検・法定検査・清掃
30	48 基	928,100	保守点検・法定検査・清掃
1	61 基	1,181,300	保守点検・法定検査・清掃

(6) 工場排水

工場及び事業所の排水規制は、水質汚濁防止法及び県の生活環境保全条例に基づいて行われています。

事業活動に伴い排出される工場排水は、一般家庭からの雑排水と共に河川の汚濁に及ぼす影響は大きく、町では埼玉県北部環境管理事務所と連携して法や県条例に基づく立入り検査を行い、排水基準の遵守並びに管理徹底の指導を行っています。

また、環境保全協定により、排水の検査結果の報告を受けています。

4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、特に日常生活に密着した公害で、その発生源も多種多様になっています。その問題の解決のためには、工場及び事業所において単に規制基準を遵守するというだけでなく、きめ細かな防止対策を行うことが重要です。

町では、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づく各種届出のうち、事務委任されている騒音・振動関係の届出について受付事務を行い特定施設の把握をするとともに、工場及び事業所に対し規制基準を達成するための防止対策の指導を行っています。

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

地域の類形	該当地域	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55db 以下	45db 以下
B	第1・2種住居地域・準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	60db 以下	50db 以下

町民の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、維持されることが望ましい基準が環境基準です。

町では、児玉工業団地（工業専用地域）を除く用途地域の定めのない地域が該当します。

(2) 騒音の規制基準

- ① 工場及び事業所は規制基準を遵守し、周辺の生活環境を保全するよう努めなければなりません。

区域の 類 形	区域区分	朝 (6時～8時)	昼 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	45db	50db	45db	45db
2種	第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画地域外	50db	55db	50db	45db
3種	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	60db	65db	60db	50db
4種	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65db	70db	65db	60db

② 埼玉県生活環境保全条例において、飲食店や一定規模の小売店営業等については、夜間の騒音について規制がかかります。

用途地域（県内全域）	規制基準値 (22時から翌日の6時)
第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 用途地域の指定のない地域・都市計画地域外	45db
近接商業地域・商業地域・準工業地域 工業地域・工業専用地域	50db
規 制 対 象 営 業	
1 飲食店業	2 喫茶店営業
3 ボーリング場営業	4 バッティングセンター営業
5 ゴルフ練習場営業	6 小売店営業（店舗面積が500㎡以上）
7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）	

(3) 振動の規制基準

工場及び事業所は規制基準を守り、周辺的生活環境を保全するよう努めなければなりません。

区域の類型	区域区分	昼 (8時～19時)	夜 (19時～8時)
1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画地域外	60db	55db
2種	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65db	60db

(4) 悪臭

悪臭については、法令等に基づき規制基準（平成18年10月1日から特定悪臭物質の濃度による規制から、人間の臭覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制に変わりました。）が定められており、工場や事業所（移動発生源や一時的に設置される作業現場等は含まれません。）を対象として発生区域別での臭いの程度により規制され、町ではこれに基づく指導等を行っています。

・悪臭防止法（臭気指数規制）による規制地域及び敷地境界線における規制基準

平成18年10月1日適用

地域区分	基準値
住居系地域・商業系地域	15
工業地域・工業専用地域	18
農業振興地域	21

第4章 環境苦情

1 環境苦情等処理の状況

令和元年度の環境苦情等処理件数は56件ありました。

苦情の種類別では、土地の管理が29件と最も多く、不法投棄が8件、大気・野外焼却関連が5件、空き家関連が7件となっています。

近年の苦情内容は、日常生活に密着した生活環境に関するものが多く、法的規制で対応できない状況にある場合が多くなっています。

大気・ 野外焼却	騒音	悪臭	土壌汚染	不法投棄	空き家 関連	土地の 管 理	その他	合計
5	3	0	0	8	7	29	4	56

2 環境指導及び苦情処理の実施

苦情処理にあたっては、通報者への対応のほか公用車による巡回、野焼き現場等での指導を行っています。この内、産業廃棄物に関しては、県北部環境管理事務所と連携し、集中的な監視活動や指導取締り活動を実施しています。

県職員併任辞令が平成14年12月に交付され、産業廃棄物にかかる立入調査権が与えられました。これにより、町職員が産業廃棄物の不適正処理（不法投棄、不適正保管、野焼き等）の監視指導業務が行えるようになりました。

また、監視体制を充実させるために、児玉郵便局、渡瀬郵便局と「生活環境情報の提供に関する覚書」を締結しています。

第5章 環境衛生対策

1 有害鳥獣捕獲・駆除従事者の育成支援

農業被害の発生や人的被害の恐れが生じる可能性がある場合等に、児玉猟友会神川支部に委託し、有害鳥獣捕獲を実施しています。また、平成29年度より有害鳥獣捕獲に従事する者を育成するため、新規の狩猟免許の取得にかかる経費に対し補助金を交付している

年 度	27	28	29	30	1
イノシシ（頭）	15	43	25	29	30
ニホンジカ（頭）	6	11	24	14	19

2 特定外来生物（アライグマ）の駆除

特定外来生物であるアライグマによる生態系等への被害を防止するため、アライグマの防除を行っています。

年 度	27	28	29	30	1
件 数	43	24	36	17	58

3 スズメバチ駆除補助

人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を、専門業者に依頼して駆除した際に費用の一部として補助金を交付している。

年 度	27	28	29	30	1
件 数	10	19	12	14	11

第6章 環境保全対策

1 産業廃棄物処理施設設置計画に対する対応

産業廃棄物処理施設の設置等に伴う環境保全上の障害が全国各地で住民との紛争の原因になっている状況を考え、計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定め、紛争の予防及び調整を図ることを目的とした紛争予防条例を制定しています。

令和元年度において、条例に基づく手続き等はありません。

2 環境保全協定の締結

事業活動に伴う公害を防止し良好な環境を保全するため、事業者との環境保全協定の締結に努めています。

令和元年度末の締結業者数は、78業者(町内35、町外43)となっています。

3 空き家対策

増加する空き家の有効活用を通して、町内への定住の促進と地域の活性化を図ることを目的に、平成28年度に埼玉県北部地域の3市3町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、上里町及び寄居町）と連携して空き家バンクを創設した。

また、平成29年度より、空き家対策として町民の良好な居住環境を確保するため、老朽空き家除去補助事業、空き家活用リフォーム補助事業、空き家活用子育て世帯移住

サポート事業補助事業を交付しています。

4 土砂のたい積の規制

無秩序な土砂のたい積を防止し、住民生活の安全と環境保全を図る目的のため、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の面積要件（3,000平方メートル以上の場合は県の案件）において町で規制している。

5 地球温暖化対策

平成29年度に神川町地球温暖化対策実行計画を策定し、カーボンマネジメントの一環として各公共施設等に電気やガソリン等の消費量を管理するエネルギー利用量管理シートを義務化した。庁舎及び施設管理での取組としては、本庁舎照明のLED化、太陽光発電設備を設置した。

温室効果ガスの総排出量（kg-CO₂/年）

2013年度（基準年）	2018年度	2019年度
997,686	875,301	895,872

第7章 清掃事業

一般廃棄物は、町が定めた処理計画に沿って処理を行っています。
町民と行政が一体となって効果的なごみ処理を推進しています。

1 家庭系ごみ（一般廃棄物）

(1) ごみ収集所

世帯数・人口は平成31年4月1日現在

行政区名	世帯数	人口	可燃・不燃ごみ		資源ごみ	
			数	世帯割合	数	世帯割合
	A	B	C	A/C	D	A/D
新宿	239	575	8	29.9	3	79.7
池田	257	697	5	51.4	2	128.5
二ノ宮	211	504	3	70.3	2	105.5
新里	404	1,057	6	67.3	3	134.7
前組	175	509	5	35.0	3	58.3
中新里	160	391	4	40.0	2	80.0
小浜	132	384	3	44.0	1	132.0
貫井	49	139	1	49.0	1	49.0
植竹	754	1,904	13	58.0	4	188.5
肥土	128	341	4	32.0	3	42.7
関口	228	567	6	38.0	1	228.0
四軒在家	84	219	3	28.0	1	84.0
元阿保	360	924	7	51.4	2	180.0
八日市	731	1,668	19	38.5	4	182.8
原新田	175	384	4	43.7	2	87.5
熊野堂	336	713	6	56.0	1	336.0
元原	231	397	4	57.8	1	231.0
渡瀬本町	169	415	5	33.8	2	84.5
渡瀬仲町	136	273	4	34.0	2	68.0
渡瀬上町	275	641	6	45.8	1	275.0
下阿久原	219	496	14	15.6	8	27.4
上阿久原	171	334	8	21.4	4	42.8
矢納	62	114	13	4.8	4	15.5
合計	5,686	13,646	151	37.7	57	99.8

・収集方式 ステーション方式、可燃・不燃ごみは認定ごみ袋で排出

・収集所数 151箇所

(2) 収集運搬

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬は委託しています。

有害ごみは、年2回（5月・11月）、委託で収集を行います。

粗大ごみ（リクエスト収集）は、町が毎月（第2水曜日）収集を行います。

① 可燃ごみ収集計画

区分	収集日	収集地域
毎週	月・木曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原・下阿久原・上阿久原・矢納
2回	火・金曜日	新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町

・収集状況

単位：t

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	233	237	245	249	251	232	233	236	252	232	207	230	2,837
28	229	258	220	237	263	240	234	215	249	234	182	221	2,782
29	220	257	243	252	277	230	243	227	232	228	178	218	2,805
30	230	252	224	259	251	216	259	237	249	229	197	212	2,815
1	246	264	221	264	257	239	244	222	259	237	194	245	2,892

② 不燃ごみ収集計画

区分	収集日	収集地域
毎月第1 ・第3	月曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原
	火曜日	新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町
毎月第2	火曜日	下阿久原・上阿久原・矢納

・収集状況

単位：t

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	27	23	23	27	20	24	23	20	27	25	19	22	280
28	25	24	25	19	25	21	21	23	23	20	22	22	270
29	19	22	28	18	24	22	18	24	23	22	18	21	259
30	19	26	22	19	23	18	21	22	20	25	18	19	252
1	19	29	19	20	21	20	23	20	22	25	15	20	253

③ 資源ごみ収集計画

収 集 日	収 集 地 域
毎月第1・第3水曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原・新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町
毎月第4火曜日	下阿久原・上阿久原・矢納

・収集状況

単位：t

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	2	4	3	4	4	3	4	3	3	3	3	2	38
28	3	3	3	4	3	4	3	2	3	3	2	2	35
29	3	2	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	35
30	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	37
1	3	4	4	4	5	3	3	4	3	3	3	3	42

④ 有害ごみ収集計画

収 集 日	収 集 地 域
年2回 5月・11月の指定日	町内全域

・収集状況

年度	5月	11月	合計
27	1,350 kg	1,360 kg	2,710 kg
28	1,680 kg	1,290 kg	2,970 kg
29	2,280 kg	2,070 kg	4,350 kg
30	2,460 kg	1,550 kg	4,010 kg
1	2,560 kg	1,330 kg	3,890 kg

⑤ 粗大ごみ収集（リクエスト収集）

収 集 日	収 集 地 域
月1回 第2水曜日	町内全域

・収集状況

単位：kg

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	490	540	500	390	590	210	430	350	470	430	290	610	5,300
28	450	240	340	450	370	670	560	550	650	140	120	240	4,780
29	490	550	440	540	340	510	430	340	570	330	570	900	6,010
30	200	750	550	540	610	650	400	1,050	750	180	300	320	6,300

1	540	180	750	180	370	380	750	500	700	150	220	690	5,410
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

2 事業系ごみ（一般廃棄物）

事業系の一般廃棄物は、事業者が直接小山川クリーンセンターに搬入（有料：手数料平成21年4月1日改正200円/10kg）又は、許可業者に依頼して処理します。

・一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

平成31年4月1日現在

業者名	住所	区分※		
		収集	処分	清掃
児玉清掃(株)	埼玉県本庄市児玉町児玉 722-1	○		○
(株)ぐんま東庄	群馬県高崎市寺尾町 2312-8	○		
陣美サービス(株)	埼玉県本庄市児玉町児玉 1877	○		
(株)第一総業	埼玉県本庄市今井 1130-2	○		
(株)ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻 3884	○		
(株)サニタリーセンター	埼玉県本庄市小島 3-11-15	○		
(株)清香園	埼玉県本庄市朝日町 3-22-4	○		
(有)クリーントレイディング赤城産業	埼玉県本庄市東台 4-7-26	○		
(株)鈴徳	東京都墨田区緑 1-4-19	○	○	
(有)松村商店	群馬県藤岡市鬼石 571-1	○		
(株)東庄	埼玉県本庄市朝日町 3-1-40	○		
東毛清掃(株)	群馬県佐波郡玉村町大字五料 162-1	○		
(株)新井商店	埼玉県本庄市小島南 3-1-37	○		
(株)エコマテリアル	東京都港区虎ノ門 2-6-4		○	
(有)永尾清掃	埼玉県本庄市児玉町児玉 1322-17	○		
丸高産業(株)	埼玉県深谷市岡部 2322-2	○		
リネット(株)	群馬県邑楽郡明和町大輪 2580-5	○		
(有)大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上 1568-11	○		
(有)平井商店	群馬県藤岡市中大塚 262-2	○		
(株)セイワ	埼玉県本庄市早稲田の杜 5-4-1	○		
(株)サニテーション	群馬県藤岡市鬼石 208-5	○		
合同会社ジャンプクリーンサービス	埼玉県深谷市岡部 2039-1	○		

※収集・・・収集運搬業 処分・・・処分業 清掃・・・浄化槽清掃業

3 し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿の収集運搬については委託により行い、浄化槽汚泥は収集運搬許可業者により、全て利根グリーンセンターで処理されています。

(1) 生し尿処理状況

単位：t

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	17	14	13	18	25	21	20	19	25	18	18	11	219
28	10	8	15	13	13	18	21	24	31	21	13	19	206
29	13	13	9	14	17	17	25	16	15	13	17	10	179
30	18	15	16	16	18	16	21	11	12	12	10	9	174
1	8	8	8	11	14	11	12	8	8	7	10	6	111

(2) 浄化槽汚泥処理状況

単位：t

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
27	406	324	446	374	271	190	364	326	375	267	328	499	4,170
28	415	429	396	384	334	285	271	310	386	247	311	401	4,169
29	403	342	377	330	306	291	311	370	424	290	298	409	4,151
30	459	372	314	395	357	298	349	376	375	288	332	385	4,300
1	356	402	353	434	380	364	360	325	335	292	339	333	4,273

4 ごみ減量化対策

廃棄物による環境リスクを低減し、環境に負荷の少ない社会を実現するために、町では資源循環型社会を目指した発生抑制やリサイクルを推進しています。

(1) リサイクル奨励補助制度

ごみ減量対策として、リサイクル活動を実施している23団体に収集量に応じた補助金を交付し、リサイクルを推進しています。

年度	紙類	布類	金属類	びん類	合計	補助金額
27	294,745 kg	3,590 kg	9,294 kg	855 kg	308,484 kg	1,540,200 円

28	260,759 kg	3,340 kg	9,534 kg	766 kg	274,394 kg	1,370,500 円
29	236,420 kg	3,066 kg	9,996 kg	651 kg	250,133 kg	1,498,100 円
30	226,445 kg	2,272 kg	10,480 kg	627 kg	239,824 kg	1,436,600 円
1	200,678 kg	2,241 kg	10,340 kg	413 kg	213,672 kg	1,279,700 円

※ 平成28年度までは1kg当たり5円、平成29年度からは1kg当たり6円を補助（100円未満切り捨て）。

(2) 小型家電リサイクル回収

平成26年度より、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するために、小型家電リサイクルを開始しています。

年度	回 収 量
27	9.28 t
28	9.03 t
29	8.46 t
30	8.04 t
1	9.48 t

(3) 生ごみ処理機の購入補助

家庭から排出される塵芥類を各家庭で自家処理を行うため、室内に設置できる電動生ごみ処理機の購入補助を実施し、可燃ごみの排出量の抑制を推進しています。

5 1人1日当たりのごみの排出量

年度	排 出 量
27	679.55 g
28	669.03 g
29	683.45 g
30	668.61 g
1	686.52 g

第8章 犬の登録及び野犬対策

昭和25年に狂犬病予防法が施行され、犬の登録、狂犬病予防注射の実施及び野犬対策が実施されたことにより、昭和32年以降わが国では狂犬病の発生は見られなくなりました。

周辺の諸外国では、狂犬病の発生が認められ、海外渡航に伴い狂犬病が進入する恐れがあります。

町では、本庄保健所管内狂犬病予防協会と連携し、犬の登録や予防注射の実施と野犬対策に努めています。

1 登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射頭数

年度	年度未登録及び予防注射接種状況			死亡届
	登録数	予防注射	注射率	
27	1,173 頭	538 頭	45.9 %	39 頭
28	745 頭	599 頭	80.4 %	451 頭
29	714 頭	528 頭	73.9 %	69 頭
30	697 頭	503 頭	72.2 %	69 頭
1	674 頭	450 頭	66.7 %	65 頭

2 野犬等の対策

町民から野犬の捕獲依頼があった場合は、県（保健所）に捕獲依頼をして協力をほか、町職員による捕獲檻の設置と捕獲犬の引き渡しをしています。

年度	飼養放棄犬 (保健所引き取り)	捕獲 (保健所・町)
27	0	3
28	0	1
29	0	2
30	0	8
1	0	3

令和元年度版
神 川 町 の 環 境

(編集・発行)

神川町 防災環境課

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地

TEL 0495-77-2124 FAX 0495-77-3915